

## 令和7年度 第2回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日 時】： 令和7年11月12日（水）午後3時30分～5時15分

【会 場】： 新潟市役所 本館5階 全員協議会室

【出席者】： 委員長 松岡 立行 （弁護士）  
委 員 石塚 千賀子 （大学教授）  
委 員 今井 あかね （大学教授）  
委 員 梅澤 克博 （公認会計士）  
委 員 坂本 芳子 （税理士）  
委 員 芳賀 裕太郎 （公募委員）

（出席数：6名／委員数：6名）

【傍聴者】：なし

（司 会）

定刻となりましたので、これより令和7年度第2回新潟市入札等評価委員会を始めさせていただきます。

司会を務めます契約課工事契約係長の樋口です。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局より2点連絡させていただきます。1点目、当委員会は会議録を作成・公開する関係から、会議を録音させていただいております。会議録については、後日、ホームページに掲載させていただきます。2点目、公開会議であることから、報道機関等の写真撮影は許可することとしております。また、梅澤委員は第1回開催時においてご欠席でございましたので、前回、ほかの委員の皆様にお願いましたように、一言ごあいさつをお願いいたします。

（梅澤委員）

前は失礼いたしました。公認会計士の梅澤と申します。また今年度もよろしくお願いいたします。

（司 会）

ありがとうございました。

それでは、松岡委員長、進行のほどよろしくお願いいたします。

（松岡委員長）

委員長の松岡です。委員の皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。これより、令

和7年度第2回新潟市入札等評価委員会定例会議を開会いたします。

次第の1、「定例会議報告」の(1)令和7年度上半期発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等について、事務局は報告をお願いいたします。

(事務局)

契約課長の飯田でございます。この度は、皆様、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。それぞれの立場において、公平な視点で新潟市の入札制度について忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、令和7年度上半期の発注工事に関する入札契約手続きの運用状況等について、報告と説明をさせていただきます。お手元の資料の1ページ、発注工事総括表をご覧ください。予定価格が400万円以下の工事を除く令和7年4月から9月までの半年間の発注工事の状況です。昨年度までは予定価格が250万円以下の工事を除いていましたが、地方自治法施行令の改正により、予定価格が250万円から400万円を超える工事の場合に入札を行う取り扱いとなりました。したがって、令和7年度の上半期からは、表の下の注にありますように、予定価格が400万円以下の工事を除いた総括表となっています。

令和7年度上半期は、契約総件数が405件、当初契約額の合計は162億8,973万5,000円で、平均落札率は91.99パーセントとなっております。制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は、記載のとおりです。

件数については、前年同期が457件であったのに対し、52件の減となっております。これは今ほど説明しました入札を行う工事の予定価格が250万円から400万円に引き上げられたことにより、指名競争入札の件数が減少したことによるものです。

当初契約額については、約18億円の減となっております。これは件数の減少のほか、新潟駅万代広場整備事業の高額な工事が減少したことによるものです。

平均落札率については、91.99パーセントで前年同期とほぼ同じ数値となっております。

次に、2ページをご覧ください。発注件数及び落札率の推移をグラフ化したものです。前回お示したグラフに令和7年度上半期のデータを追加しております。落札率は、令和元年度以降おおむね横ばいの状況が続いていましたが、令和5年度下半期は、能登半島地震の応急復旧工事において緊急を要するため、随意契約を締結したことにより落札率が上昇し、また、令和6年度下半期は、音楽文化会館大規模改修工事などの高額な工事で落札率が高かったことにより、上昇しました。入札改革の経緯につきましては、ご覧のとおりとなっております。

次に、苦情処理、指名停止、談合情報対応について、報告いたします。資料の3ページをご覧ください。苦情処理について、該当案件はありませんでした。

続きまして、4ページから5ページの指名停止についてです。令和7年度上半期において、

指名停止となった案件は1件、該当業者は1社です。措置対象事業者は、新明和工業株式会社です。機械式駐車装置設置工事に関して、独占禁止法第3条、不当な取引制限の禁止の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。そのことが新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の第2条別表第2第3号の独占禁止法違反に該当しました。そして、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領運用基準第13-4により、3か月の指名停止といたしました。5ページには、指名停止等措置要領の該当条項を参考として掲載しております。

続きまして、6ページをご覧ください。談合情報対応について、該当案件はありませんでした。令和7年度上半期の運用状況は、以上となります。

(松岡委員長)

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、続きまして、次第の(2)当番委員より抽出工事事案の説明についてです。今回審議する抽出工事事案につきましては、当番委員の坂本委員から事前に抽出していただいております。抽出事案と抽出理由について、坂本委員、説明をお願いします。

(坂本委員)

では、ご説明させていただきます。今回は、制限付一般競争入札より3件、指名競争入札より2件、随意契約より2件、合計7件抽出させていただきました。

抽出工事及び抽出理由については、資料の7ページをご覧ください。制限付一般競争入札から、工事番号西下第6号、No.18番です。こちらは落札率が99.75パーセントと高く、入札件数が1件しかないため、抽出させていただきました。

次に、No.31、工事番号江建第204号につきましては、落札率が100パーセントであり、合計件数が6件に対し辞退件数4件、超過1件のため、抽出させていただきました。次に、No.89、建保第52号につきましては、合計件数が8件に対し、辞退1件、無効2件、超過2件、棄権1件のため、抽出させていただきました。

次に、指名競争入札ですが、こちらはNo.48、No.49、いずれも西蒲区の案件なのですが、西土第12号と13号につきましては、同じ国道に対する橋の補修工事で、いずれも合計件数10件に対して辞退件数が5件と高いのですが、落札業者はすべて別の業者であるため、それぞれ二つの工事を比較する形で、関連性を含めて、入札期間、工事期間、辞退理由等の詳細が知りたいため、抽出させていただきました。

次に、随意契約ですが、No.2公建第34号につきましては、契約金額が7,425万と高額で、落札率が99.96パーセントと高く、また、不落随意契約であるため、当初の入札の状況も含め、

経緯を知りたく、抽出しました。最後に、No.14、食花第1号の工事についてですが、契約件数が1億7,996万円と高額で、落札率も100パーセントのため、抽出させていただきました。私からは以上です。

(松岡委員長)

ありがとうございます。

抽出事案については、事務局から、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順に説明させていただきます。なお、質疑につきましては、ある程度区切りながら行いたいと思います。

それでは、一般競争入札の事案について、事務局は説明をお願いいたします。

(事務局)

契約課の小樋山です。よろしくをお願いいたします。

それでは、抽出案件①の説明をさせていただきたいと思います。9ページをお開きください。抽出事案説明書ということで、項目が書かれておりますが、各項目を上から順に見ていきたいと思います。最初の案件ですので、少し丁寧に説明させていただきたいと思います。前回と重複する内容も多いと思いますが、ご容赦いただければと思います。

まず、発注方式です。これは、制限付き一般競争入札の総合評価方式となっております。工事担当課は、西部地域下水道事務所です。工事名は、西下第6号白山排水区白山幹線 26-1 他管更生工事となっております。

予定価格は、税抜で5,644万円です。落札金額は、税抜で5,630万円でした。落札率は99.75パーセントとなりました。これは、落札金額を予定価格で割り返した率です。

工事種別は、土木一式です。この建設業法で定められた29種類の工種の内の一つです。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事と定義されております。この中に、今回の抽出案件の対象であるところの下水管も対象となっているところです。

次の2項目は、別途資料がございますので、10ページをご覧いただきたいのですが、工事概要です。既設管、すでに設置されている下水道管の耐荷能力、耐久性、流下能力を保持するため、老朽化した管を補修するという内容の工事となっております。それで、管内部に更生材料を巻きつけて強化するダンビー工法という手法で実施しております。入れ替えではなくて、今の管を活用し、内側に新しい管を形成する工事ということです。下水道管の老朽化は非常に問題になっておりまして、放置しておくと、先般、埼玉の道路陥没事故がありましたように、下水道管からの漏出が原因で、大きな事故につながるおそれがあるということで、近年、管更生工事が増えてきている状況です。ああいった事故を未然に防ぐための取組みということです。

10ページの下に写真がございますが、少し見づらいののですけれども、右側にコンクリート

の剥離が見られます。こういったところに更生材をぐるっと巻き付けて、これ以上剥離が広がっていかないようにするというような工事になっております。

それでは、9ページに戻っていただきまして、続きをご覧いただきたいと思います。中ほどになるのですが、競争参加資格の設定内容です。12ページに公告書類というものをご用意しておりますが、そちらで詳しく説明させていただきます。ここが、入札の一般的なルールは、別に定めた一般競争入札共通公告というものがあまして、そちらでも設定されています。暴力団ではない、指名停止を受けていない等、基本的な事柄が列記されたものになっております。市ホームページに掲載し、関係事業者に周知済みの状況でございます。

次に、資格設定の経緯、理由でございます。これは、新潟市建設工事一般競争入札実施要項第3条に書かれておりますが、工事ごとに、業者の所在地やランク等の個別の要件を設定するものとなっております。工事ごとに、審査のために設立された委員会に諮ったうえで設定しております。それで、その審査委員会はこういったものかといいますと、正式名称は、新潟市請負工事等入札参加資格要件等審査委員会というものになっておりまして、副市長が委員長を務めておりまして、原則で、月1で開催しております。ここで、個別の工事案件につきまして、要件設定の適否を審議しまして決定しているという仕組みでございます。

その他、公共工事の品質確保の促進に関する法律や、地域の経済基盤の強化を目的とした条例の中小企業振興基本条例等にのっとり、各案件についての要件を設定しております。

次の項目に進みます。資格参加申請書の提出者数です。こちらは10者でした。辞退者数は9者でした。入札参加者数は1者で、その内有効札は1者という結果になっております。

続いて、落札候補者の資格認定ですが、新潟市では、入札後に資格審査を実施しております。これは入札事務手続期間の短縮ですとか入札契約事務の効率化のための方策として、そのような手法を取らせていただいております。

最後、入札状況等の契約までの経緯ですが、記載のとおりとなっております。

そうしましたら、2ページ進んでいただきまして、11ページの入札公告をご覧いただけますでしょうか。先ほどのページと重複する部分が多いので、一部省略になりますが、予定価格という項目以降を確認していきたいと思います。まず、予定価格ですが、こちらは事後公表としております。落札候補者決定後には公開しております。

続きまして、最低制限価格です。総合評価方式なので、この案件については設けないとしております。代わりに、低入札価格調査という制度を新潟市では採用しておりまして、これは基準額をこの制度の中で設定するのですが、これを下回ったときに、業者にヒアリングしまして、この入札金額で適切な施工ができるのか、というような確認を行うような制度となっております。こちらを満たせず、失格となるようなケースもあります。

続きまして、申請申込締切日時から入札予定日時です。こちらは、電子入札の手続きが可能な期間や開札時間等を記載しております。書かれたとおりに実施されております。

続いて、前払金の項目です。これは業者決定後、業者から求めがあった場合に、契約金額の4割以内で前払いするというような制度です。400万円を超える工事で適用しております。

続きまして、部分払です。これは工期が2年以上の場合に適用される制度になっておりまして、年度ごとの出来高に応じて部分的に支払額を決定して支払いをするというような運用です。この案件につきましては、工期が2年を超えるものではないので、適用外となっております。

続いて、入札保証金です。こちらは、新潟市競争入札参加資格者名簿に登録済みの事業者は免除となっております。

続きまして、請負業者賠償責任保険です。施工中に事故等で人身、物損等の被害が生じたときのための補償となっております。こちらについては、今言ったように大事な補償ですので、400万円を超える工事については、すべて保険に入ってもらおうというようになっております。建設業協会ですとか、各損保会社を通じて必ず申し込んでいただくということで、申し込みをさせていただいております。

以降は、特にこの案件を精査して、不適格業者の排除ですとか、工事の品質確保、地域振興などの観点を考慮して設定しましたこの工事の個別要件が併記されております。順に見ていきますと、まず、単体または特定共同企業体要件です。一定の金額以上の工事の場合は、単体ではなくて、JVとするようにしております。この工事は、規模感的にJVを要するほどではないということで、単体としております。

続きまして、特定建設業です。これは、受注者が下請業者を使うときに、5,000万円以上の規模の仕事を下請にお願いするときには必要とされる許可のことになります。この工事については、許可を受けた者という要件を設定しております。

続きまして、格付又は評点です。格付というのは、2年に一度、入札参加資格者名簿の登録の更新時に、個々の事業者に対しまして、工事実績等に応じて決定するランク付けでございます。この工事におきましては、土木一式工種への登録となっておりますので、ランクは問わない、参加資格者名簿に登録で足りるというようにしております。

次に、営業拠点です。地方自治法施行令167条5の2におきまして、地域要件の設定が可能とされております。これに基づきまして、この工事については、市内に最低でも支店を置いている事業者のみ参加を許可ということにしております。

続きまして、実績要件です。1,000万円以上の下水道管更生工事の実績があることという条件を付けております。また、日本下水道新技術機構というところの技術講習を受けた技術者を

参加させるという要件も併せて設けております。

この公告に記載のあるコリンズというものは、国が作った公共工事実績データベースシステムのことで、事業者さんは、公共工事を請けて工事が無事終わると、ここに実績を入力する決まりになっております。そこに入力があった、オフィシャルな公共工事の実績を問うという意味合いです。

それでは、1ページ進みまして、12ページです。入札・契約結果詳細というページをご覧ください。結果なのですが、総合評価の結果、株式会社テックアサヒが落札しました。予定価格が5,644万円のところ、5,630万円で落札しております。最低制限価格設定は、先ほど申し上げたとおり総合評価なので、なしでした。7、経緯としましては、参加申請が10者ありました。ただし、9者が辞退しました。1者のみ残って再入札時に有効札を入れたというような経緯で進んでいきました。

最後、抽出理由でご説明があった、落札率が高かった理由についてなのですが、この工事自体が業者さんにとって受注意欲があまり高まらない、採算の合わない工事だったのかなというように推測しております。

この白山排水区というのは、入り組んだ住宅街の辺りに当たりまして、非常に複雑な構造をしております。下水管が曲がりくねっているということで、一回の作業で処理できる距離が非常に短いのです。工事をするためにマンホールの中から入っていくのですが、マンホールとマンホールの間の距離が短い。なので、指定されたエリアの中で、短いスパンでここをやってあそこをやって、またここをやってというようなことで、作業箇所が非常に分散して多数あるというような工区になっております。そうすると、何回もくぐって機械を設置して仕上げてということを受託者さんとしては繰り返す必要がございますので、非常に手間がかかる。なので、参加申請を出したほかの9者さんは、おそらく、参加申請はとりあえず出しておいたのだけれども、そのあとで社内ですっかり積算していった中で、これは大変であると、大して利益も出ないじゃないかという判断に終着して、結局、ほとんどが辞退するというように予想しております。

また、この下水管更生工事というものは、ダンビー工法という、先ほど申し上げたビニールの板みたいなものを管の内側にぐるぐると巻き付けて接着するような工法なのですが、こちらの工法を得意とする事業者というのは、下越地方には極めて少ないのです。そのような会社と協力して進めないといけない工事になりますので、参加した業者さんはダンビー工法ができる会社に、事前に一緒に工事をしてほしいということで声がけをするのですが、非常に数が少ないものですから、最終的にその会社の協力を得られた業者のみが入札します。そのため、技術力を持った会社と組めるかどうかみたいな前提条件の部分で、条件が整わない

業者さんも多い種類の工事だというように認識しております。そういった要因もあって、最終的には1社しか手上げがなかったということではないかというように分析しております。

それで、落札率が高い要因に戻りますと、先ほど述べた悪条件があるため、参加事業者が少なくなるということは、すべての事業者さんが、恐らく、分かっていたことじゃないかなと思います。なので、それでもやはり入札しようというように最終的に判断した、残った落札業者さんは、きちんと利益を得られるような価格で入札し、恐らく競争相手が少ないので大丈夫だろうというように考えたものと推測しております。逆に言いますと、値下げして落札しなくてもよい、採算の合わない工事であるというところで、そういった判断が働いたのではないかなというように考えております。結果、落札率が高くなったということかと考えております。

(事務局)

続きまして、総合評価の内容につきまして、技術管理課から説明させていただきます。私は技術管理課の樋口と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、抽出案件①の総合評価について説明いたします。13 ページをご覧ください。総合評価方式による評価結果でございます。表は1行目の左側から入札参加者名、入札価格、価格評価点(A)、技術評価点(B)、総合評価点(A)プラス(B)の結果を記載しております。

価格評価点と技術評価点は、おおよそ8対2の割合でございます。価格点は、調査基準価格より高い価格で、それに最も近い価格を80点とします。この基準から離れていくにつれて減点していきませんが、この基準より低い場合は、高い場合に比べて3倍の減点をしていきます。今回は、範囲に入っており、1者しか参加がなく、調査基準価格に最も近い価格であるため、80点となっております。

次に、技術評価点(B)について説明させていただきます。14 ページをご覧ください。総合評価方式に関する評価調書でございます。技術評価点(B)の内訳でございます。上段の概要の下、総合評価の配点及び評価項目をご覧ください。表の上の中ほどに、技術評価点19.5点とあります。その下の行に、内訳として簡易な施工計画、工事の施工能力、地域貢献度、客観的な優良性として、その下の行にそれぞれの内訳及び配点を記載してございます。表の縦に入札参加者名があり、1者の参加でございましたので、1者の評価点のみが記載してございます。株式会社テックアサヒの行が評価の結果で、合計点16.65点になります。

その下の表、価格点Aと技術点Bを合わせた96.65点が総合評価点となります。この案件は1者のみの入札でしたので、株式会社テックアサヒが落札候補者となります。その後、候補者から自己評価した技術評価を確認する書類の提出を受けて審査を行い、その結果、誤りがなかったことから、契約者となりました。説明は以上となります。

(松岡委員長)

ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問はございますでしょうか。

(坂本委員)

第1回目の入札について、当初10件の参加申請書が提出されたかと思いますが、そのうち9件が辞退ということで、辞退理由を記載してあったものがあれば、内容を教えていただきたいです。

(事務局)

辞退理由書というものを徴取しているわけではないのですが、システムを通じて辞退するときに、辞退理由を選択式で選んでいただいて情報収集する仕組みがございます。こちらの結果をご紹介します。

まず、技術者の確保ができないという理由を入力している業者さんが3者おりました。次に、積算したら予定価格以上であったというような価格面を理由に挙げている業者さんが3者いらっしゃいました。積算コストと比べて受注意欲がわかかなかったというような選択肢を選んでいる業者さんが2者おりました。最後、施工時期が工期と合わなかったというように入力している業者さんが1者という結果でした。

(坂本委員)

ありがとうございます。ちなみに、選択肢がいくつかあるとおっしゃったのですが、今上げてもらったものの以外の選択肢は何でしょうか。

(事務局)

すみません、今、資料の持ち合わせはないのですが、他にいくつかございます。

(坂本委員)

分かりました。ありがとうございます。

(芳賀委員)

ありがとうございます。今回の件ですと、採算が合わないというのが大きな要因だったのかなというように把握しております。今後、このような、入り組んだ工事なので採算が合わない工事案件というのも増えてくるのかなと思っているのですが、そういった案件に対して、どういったインセンティブを付けていって競争を担保されていくのか、もし、今後の方針があればお教えてください。

(事務局)

地形的な要因から、できる場合、できない場合があると思うのですが、難しい現場だけを切り出して入札にかけてしまいますと、難しいだけで手間がかかるということですので、もう少し真っ直ぐな管を走っている近隣の工区の一部を合体させるとか、そういった工夫は、

私ども契約課だけで決められるものではないのですけれども、工事課と協議のうえで詰めていく必要があるのかなというようには考えております。

あとは、この案件も総合評価方式となっております。総合評価は、価格だけではないいろいろな要素を加味して業者決定をしようという制度です。技術面で高い点数をとれるようであれば、利益のとれる価格での入札が可能となります。国としてもそうあるべきだというような通知を出しておりますので、総合評価方式の活用というのも一つ重要なポイントになってくるのかなというように考えております。

(芳賀委員)

ありがとうございます。

(今井委員)

基本的なことかもしれないですけども、予定価格が事後公表だったわけですが、1回目の後に公表するのですか。

(事務局)

予定価格は公表しないです。予定価格はあくまで落札業者が決まったあとにホームページを通して公表するものですので、1回目が終わった段階では、事業者さん側は予定価格は分かりませんので、テックアサヒさんは1回目に5,650万で札入れしていただいたわけですけども、決まらなかったということで、翌日、2回目を実施しております。なので、予定価格が分からない中で、これくらいにすれば取れるかな、みたいな感覚で数字を決めていただいて、その数字が5,630万円ということです。それで、その5,630万というのが見事、新潟市の予定価格である5,644万円を下回ったということで、落札になったという流れになってございます。

(今井委員)

ありがとうございます。ということは、2回目も予定価格より高ければ、3回目、4回目と続くわけですか。

(事務局)

新潟市、私どもの運用としましては、1回公告を受けたら、2回まででクローズとしております。その後、随意契約に移行する流れとなります。(※発言者による訂正が行われたため、訂正後の内容を記載している。)

(今井委員)

あともう一つ、ダンビー工法が得意な会社が少ないとおっしゃったのですけれども、市で入札を公告する前に、大体こういう会社がその工法が得意だとかは、把握されているのでしょうか。

(事務局)

ある程度は把握しております。

(今井委員)

それと、今、単体の業者で入札されているわけですが、先ほどの説明だと、もしかしたら共同体みたいな形だともうちょっと手を上げてくださる方がいたのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

推測の部分も交じってくるのですけれども、今、業界全体で非常に技術者不足が叫ばれておりまして、私ども、いろいろな業界団体の方と意見交換をする機会があるのですけれども、どこの業界団体の方もそろってJVは控えてほしいといわれることがあります。2JV、3JVとなりますと、技術者を二人三人出さなければいけないので、業界全体の技術者のストックがその分どんどん減っていってしまいます。十分施工能力がある会社で単体で出してくれたほうが、一人の技術者で大きな工事を任せてもらったほうが、業界全体の、新潟市に、例えば、ある工種の技術者が何人いますよといったときに、その技術者さんの頭数を効率的に回すことができるので、そちらのほうがいいということです。そうしてもらわないと、いろいろな案件に手が出せなくて、せっかくのマンパワーが無駄になってしまうというようなことを言われているところです。

(今井委員)

ありがとうございます。

(松岡委員長)

よろしいですか。

それでは、残りの一般競争入札2件について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

江南区地域総務課の神田です。よろしくお願いたします。

資料は15ページになります。抽出事案②、江南区発注の江建第204号、曾野木排水区背割排水路改修(A1)工事です。

発注方式は制限付一般競争入札、工事担当課は江南区建設課です。

予定価格は、税抜き2,842万円、落札金額は2,842万円で、落札率は100パーセント、工事種別は、土木一式です。

次に、16ページの工事概要に関する資料をご覧ください。本工事は、下水道部所管の背割排水路整備事業を活用し行う改修工事で、地元からの要望を受け実施するものです。施設の老朽化に加え、能登半島地震で被害のあった排水フリューム、側溝の布施替と補修を行い、犬走り部をコンクリート化することで、雨水排水能力の向上と、雑草の繁茂や臭気、害虫発生の抑

制など、生活環境の改善を図る工事です。

続きまして、資料 17 ページ、本工事の入札公告です。入札公告につきましては、今ほど、契約課から、抽出案件①について、各項目の詳細な説明がありましたが、ほぼ同様となりますため、異なる項目についてのみ説明いたします。

下から 5 段目の格付け又は評点についてです。入札参加資格者名簿の土木一式工事で B または C ランクに格付認定されているものとしております。

その下、営業拠点は、江南区内に本社、本店を有するものと設定しております。

次の実績要件は、平成 22 年 4 月 1 日以降に竣工した、請負金額 300 万円以上の土木一式工事で、公共工事又はコリンス登録の公共発注機関等の工事の元請実績があるものとしております。

入札結果につきましては、次の 18 ページをご覧ください。一般競争入札で、入札参加申請が 6 者、その内、4 者が辞退、残り 2 者の内、1 者が予定価格を超過し、有効だった 1 者が落札いたしました。辞退した 4 者の内、1 者が、ほかに工事を受注したため、技術者の確保ができなくなったという理由での辞退でした。残りの 3 者は、積算してみたが、予定価格以上になったとの理由で辞退しています。落札率が 100 パーセントとなった理由につきましては、工事担当課によりますと、受注意欲の高い業者であれば、落札するために積算した価格より低い価格で入札することが想定されますが、予定価格と同額で入札された状況から、本工事は現場条件が悪いなど、あまり魅力的ではない案件だったと考えられます。

具体的には、当該工事現場の背割排水路は、幅が 1.6 メートルと狭く、延長 200.5 メートルで複数の屈曲部を持つ細長い現場となっており、民家や民家の庭、保育園、畑などが隣接しております。また、新潟市道に面しているのは終点下端のみであり、資材搬入等はその市道から最大約 200 メートルを一輪車による人力運搬が必要となります。さらに、当該天野地区については地下水の水位が高く、当該現場は 60 から 70 センチ程度の掘削で地下水が確認されており、通常のポンプ排水ではなく、特殊な工法で地下水位を下げながら作業を行う必要があります。そのほか、懸念されることとして、深さ 1 メートル程度の掘削に伴い、民地敷地内の土砂流出や、民家に傾き被害を与える可能性もゼロではないとのことです。

これらの現場条件などから、受注意欲はそこまで高くはないが、落札するのであれば、より高い金額で受注したいという動機が働いたことは推測されます。結果として、予定価格と同額で入札した 1 者が落札したという結果となります。

(事務局)

続きまして、南区地域総務課課長補佐の灰野でございます。本日、副区長が出張により不在のため、代わりに説明させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、資料 19 ページをご覧ください。抽出事案③、建保第 52 号、大鷲保育園外壁・内部・プール改修工事について説明いたします。

発注方法ですけれども、制限付一般競争入札で、工事担当課は建築保全課となります。

予定価格は 3,459 万円で、落札金額は 3,200 万円となりました。いずれも税抜きの金額で落札率 92.51 パーセントは、落札金額を予定価格で割り返したものとなります。

次の工事種別ですが、本案件は建築一式となっております。

ページをおめくりいただきまして、20 ページをご覧ください。工事概要に関する資料となりますけれども、本工事は、施設の長寿命化を目的とした計画的な予防保全として、外壁の改修などを実施したものとなります。当該施設は鉄筋コンクリート造一部木造平屋建て施設であり、延べ床面積が 677.95 平方メートルで、建築されてから木造部分は 20 年、鉄筋コンクリート部分は 35 年を経過しており、劣化の激しい外壁、玄関内部、プールの改修を行うことにより、予防保全と安全な施設運営を行うための工事であります。

続きまして、21 ページの入札公告をご覧ください。先ほどもご説明がありましたが、契約課で説明があったところを省きまして、南区も格付け又は評点からご説明いたします。本工事では、発注工事である建築一式工事で、B または C ランクに格付登録している業者を対象としております。

営業拠点につきましては、地方自治法施行令で地域要件を設定することが認められておりますので、本工事では、新潟市内に本社、本店を有するものとしております。

実績要件につきましては、審査委員会に諮って定めた要件といたしまして、平成 21 年 4 月 1 日以降に竣工した公共工事又はコリンズ登録の公共発注機関等の工事で請負金額 500 万円以上の複数階非木造建築物の外壁、内部改修工事实績を有する者、もしくは延べ床面積 500 平方メートル以上の複数階非木造建築物の新築、増築、もしくは改築の建築一式工事实績を有するものの内、いずれかの元受実績を有することを要件として求めているものとなっております。

22 ページ、入札・契約結果詳細となりますけれども、辞退が 1 件、棄権が 1 件となっておりますけれども、辞退したものは、理由としては、ほかの工事があって受注ができなくなったという理由で辞退となっております。

予定価格を超過した入札につきましては、堀川建設さんは、予定価格に対して 100.61 パーセント、これは少数第 3 位を四捨五入したものとなります。山下技建さんは 102.63 パーセントでありまして、本入札における予定価格を大きく乖離した入札金額ではないというように考えております。

堀川建設さんは、今までの実績からですけれども、本市発注における直近 20 件の落札の内、

一般建築が19件であることから、実績は十分にあるところなのではございますけれども、令和5年7月から令和7年6月まで、約2年間、本市における落札実績がなかったことから、人件費やエネルギー、物価高騰に伴う資材費など、複雑な要因を経費に反映できなかったものと考えております。同じく、超過した山下技建さんは、今までの落札実績からではございますけれども、西蒲区の漆山東保育園などの外壁工事を請け負ってございまして、経験はあると思っておりますけれども、本市における直近20件の落札の内、このたびの入札につきまして、一般建築が20件中3件ということから、山下技建さんも人件費、エネルギー、物価高騰などに伴う複雑な要因を経費に反映できなかったものであると推察しております。

最後に、無効となった2者になりますけれども、星田建設さんは、今までの落札実績は、舗装、道路工事という土木工事を主に落札している業者でありまして、直近20件の落札の内、一般建築がまったくないという状況ですので、受注経験が少ない建築工事の積算の中で、人件費やエネルギーなど資材費など、複雑な要因を経費に十分に反映できなかったものであったのではないかと考えております。また、北越産業さんは、今までの落札実績ではございますけれども、直近20件の落札の内、一般建築が12件でありますので、経験は十分にあるというように考えておりますけれども、令和6年9月以降に本市における落札実績がなかったことから、これも同様に人件費ですとかエネルギー、物価高騰に伴う資材費など、複雑な要因を経費に反映できなかったものと考えております。南区の抽出事案の説明については、以上となります。

(松岡委員長)

ありがとうございます。

ただいまの2件の説明について、ご質問はございますでしょうか。

(芳賀委員)

2件目と3件目の営業拠点についてお伺いしたくて、少し初歩的な質問になってしまうかもしれないのですが、3件目の案件は新潟市内と広く考えているのに対して、2件目は新潟市江南区内に本社という、少し厳しい条件だったのかなというように把握しているのですが、特に江南区に絞られた理由は何かあるのかということをお伺いしたいです。

(事務局)

江南区です。

土木工事のランクは予定価格に応じて変わってございまして、今回のBまたはCランクに格付ということなのではございますけれども、工事規模・価格等を鑑み、地域要件を設定した結果、営業拠点が江南区内に本社や本店を有する者というような設定になってございます。

(芳賀委員)

分かりました。ありがとうございます。

(坂本委員)

No.89 の南区の契約についてなのですけれども、無効となる基準といたしますか、それはどのあたりというか、金額なのか総合評価点なのか、教えてください。

(事務局)

今回の入札ですけれども、これは金額によるものになります。最低制限価格の下をくぐった場合無効となります。

(坂本委員)

ありがとうございます。

すみません、もう一つ。今回、無効にならなかった件数が2件あったかと思うのですけれども、そちらは金額で言えば少ないほうが入札決定になると思いますが、総合評価の工事だと思うので、総合評価点での点数が高い方という形なのでしょうか。

(事務局)

南区のこちらの工事は、総合評価方式ではないため、評価というところは一切含まれておらず、あくまでも価格での競争になっています。

(坂本委員)

ありがとうございました。

もう1点だけ。では、No.18の最初のところに、総合評価方式の13、14ページに評価結果の資料がついていますけれども、南区の工事もこの評価自体はされているのでしょうか。それとも、価格だけの形でしょうか。

(事務局)

南区の工事も、総合評価方式ではなく、あくまでも価格のみとなっております。

(坂本委員)

分かりました。ありがとうございます。

(松岡委員長)

続きまして、指名競争入札2件について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

西蒲区地域総務課の小林でございます。よろしく願いいたします。

当課の案件につきましては、委員より抽出案件④と⑤を比較する形での説明を求められておりますので、最初に、抽出案件④と⑤の概要を説明させていただいたのちに、委員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、抽出案件④、西土第12号、一般国道402号無名橋(1764)橋梁補修工事についてご説明いたします。

まず、資料の 25 ページをご覧くださいと思います。本工事の入札情報の 4 行目でございます。工事の場所でございますけれども、こちらの工事は西蒲区越前浜となっております。本日、机上配付させていただきました地図をご覧くださいと思います。この地図の右上のほう、西土第 12 号工事施工箇所と書いた場所が今回の工事の場所になります。ちなみに、左下に西土第 13 号の工事の場所を記しておりますけれども、こちらが抽出案件⑤の工事の箇所になるところでございます、同じ国道の、どちらも橋の名前のない無名橋でございますけれども、直線距離でおおむね 5 キロ程度離れているような別の場所の工事ということになっておりますので、ご了解いただければと思います。

それでは、資料の 23 ページにお戻りいただきしたいと思います。抽出事案の概要についてご説明させていただきます。発注方式は指名競争入札で、工事担当課は西部地域土木事務所になります。

予定価格は税抜きで 900 万円、落札金額は 810 万円、落札率は 90 パーセントでした。

工事種別は、とび・土工・コンクリートでございます。また、事業者の選定につきましては、新潟市建設工事の発注基準及び指名業者選定要綱に基づきまして、区内事業者をはじめ市内に本店を持つ事業者から選定しております。

続きまして、24 ページをご覧くださいと思います。工事の概要でございます。こちらは令和 2 年度に実施しました橋りょう点検によりまして、内壁の上面ですとか側面の劣化が確認されたものにつきまして、新潟市橋梁等長寿命化修繕計画に基づき、長寿命化を図るための修繕ということで、実施させていただいております。

続きまして、抽出案件⑤をご説明させていただきたいと思います。資料の 29 ページをご覧くださいと思います。こちらでございますけれども、先ほどの工事の場所でございます。4 行目でございます。工事場所は西蒲区五ヶ浜地内ということでございまして、先ほどご説明させていただいたとおり、地図の左下の場所というようになります。

それでは、資料の 27 ページにお戻りください。こちらは発注方式、指名競争入札。工事担当は、同じく西部地域土木事務所でございます。

予定価格は税抜きで 618 万円、落札金額は 557 万円、落札率は 90.13 パーセントでございました。

工事種別は、同じくとび・土工・コンクリートでございます。事業者の選定についても、抽出 4 番と同じように、区内事業者や市内に本店を持つ事業者から選定しております。

28 ページをご覧くださいと思います。こちらも工事概要でございます。こちら令和元年に実施しました橋りょう点検の結果、内壁上面や側面に劣化が確認されましたので、長寿命化を図る修繕を実施したのになります。工事の概要説明は以上となります。

それでは、委員のご質問についてご説明させていただきたいと思います。まず、同じ橋の工事であるかというところでございますけれども、先ほど説明させていただいたとおり、西蒲区内の一般国道 402 号の無名橋の工事ではございますけれども、それぞれ別の場所の工事というところでございます。

入札期間につきましては、予定価格が 500 万以上、それから 1,000 万未満の指名競争入札ということで、土曜、日曜、祝日を除いた中十日間を入札期間としております。そのため、予定価格が 900 万円の西土第 12 号は入札への参加依頼を通知した 4 月 25 日から開札日の 5 月 20 日までが入札期間となります。また、同じく、西土第 13 号も予定価格が 618 万円ということでございますので、入札への参加依頼を通知した 4 月 25 日から開札日の 5 月 20 日までが入札期間となります。こちらは期間がちょっと長いようになっていますのですけれども、先ほど言いましたように、土日祝日を除いた 10 日間ということで、ゴールデンウィーク等が入った関係で期間が長くなっているというものでございます。

それから、工事の全体工期につきましては、抽出案件④、西土第 12 号は、契約日 5 月 26 日から工事完了日の 12 月 17 日までの 203 日間、抽出案件⑤、西土第 13 号は、契約日 5 月 30 日から工事完了日の 10 月 13 日までの 137 日間となりますが、西土 13 号についてはすでに工事が完了したというように聞いております。

次に、事業者の辞退理由でございますけれども、どちらの工事におきましても、主にほかの工事を受注したために必要となる技術者を配置できないというものでございました。また、そのほか、積算コストに比べて受注できる可能性が低いため、受注意欲がわからない、地理的に離れており、受注意欲がわからない、理由不明というようになっております。辞退件数が 5 件と高くなってございますけれども、落札業者が異なっているということについては、前提といたしまして、土木工事は積算基準や設計単価が公表されていることから、予定価格が算出しやすい状況でございます。そのため、複数者の入札価格が同額となり、くじ引きで落札者が決定されるということが多い現状となっております。今回の二つの工事も、同額の入札によりくじ引きで落札者を決定しておりますので、すべての落札者が異なったということでございます。

(松岡委員長)

ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問はございますでしょうか。

(坂本委員)

工事番号 48 番のほうなのでございますけれども、積算の精度が上がっていて、価格が皆さん同じ金額になっているのですけれども、予定価格よりも低いところで同じ価格になるというのは、どういう要因が考えられるのでしょうか。

(事務局)

先ほどご説明させていただいたとおり、積算基準等で皆さん予定価格でやったあと、実際の落札というか、そのこの予定価格も、結局、積算価格からどの程度落とせばよいかというところの経験則を皆様お持ちのようでございまして、それをかけてきて、ほぼ結果として同じ額になってしまったのかなというように推測しております。

(坂本委員)

ありがとうございます。

それと、もう1点なのですけれども、二つの工事のどちらもなのですけれども、点検された時期が令和元年と令和2年でしたか、実際の入札をかけるまでの間にけっこう期間がたっているように思われるのですけれども、その間、安全性としては大丈夫だったのかということと、それだけの期間を要した要因みたいなものがありましたら教えていただきたいと思います。

(事務局)

西部地域土木事務所のほうで取り扱っておりますので、ちょっとその詳細は分からないですけれども、半分推測の部分もございますけれども、まず一つは、もし緊急性があるのであれば早急に対応しているはずでございますので、あくまでもこれは長寿命化対応ということでございますので、そこら辺で優先順位をつけながら対応されていたのかなというのが一つでございます。それで、また、そこら辺の部分でございますし、随時こういうところはパトロールなり点検なりをしておりますので、もし危険があれば、速やかに対応していたというように認識しております。

(坂本委員)

分かりました。ありがとうございます。

(松岡委員長)

すみません、私からも、今の坂本委員のご質問に関連するのですけれども、確かに、積算ソフトが緻密であって精度が高いということは言えるかもしれないのですが、この2件とも金額が全く同じ、入札している会社が5者と4者いて、しかも、どちらもすべて最低制限価格ぴったりなのです。最低制限価格というのは、算定式は公表していませんよね。それで、実際、幅があると思うのですけれども、必ず機械的に何パーセントとかにしていないのではないかと思うのですが、本当にこれだけ見ると、最低制限価格が漏れているのではないかと。特に、新潟日栄、水倉、安達ですか、3者、両方とも共通しているので、かなりこれは本当にどうなのかなという数字かなと思うのです。最低制限価格が公表されていないのだけれども、もう過去の予定価格と最低制限価格の割合で逆算できて分かるのであれば、まあまあ筋は通るかなと思うのですけれども。

(事務局)

契約課から回答いたします。資料の2ページをご覧くださいなのですが、下のほうに新潟市における主な入札改革(時系列)というところがありまして、平成26年12月に5,000万円未満の建設工事について最低制限設定率の下限值(90%)を導入というのがあります。そうしますと、抽出案件④になりますけれども、予定価格が900万円となっており、下限値が90パーセントというのは公表されていますので、それで予定価格を積算して、最低制限価格も推測できるというような案件も一定数あるという状況になっております。

(松岡委員長)

これは必ず90パーセントということなのですか。それとも、90パーセントまでは下げてもいいという趣旨なのですか。例えば、95パーセントは。

(事務局)

そうです。下限なので。

(松岡委員長)

95%とかでもいいということですか。

(事務局)

そうです。

(松岡委員長)

557万円も618かける0.9だとそうなるのですね。

わかりました。ありがとうございます。すみません、時間がない中、質問してしまって申し訳ないです。

ほかはよろしいですか。

では、続きまして、随意契約2件について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

抽出案件⑥です。資料の31ページをお開きください。案件名は、公建第34号、内野駅前住宅外壁・屋上防水改修工事となっております。発注方式は随意契約です。工事担当課は公共建築課となります。予定価格は6,753万円でした。落札金額は6,750万円、落札率は99.96パーセントでした。工事種別としましては、建築一式になります。

工事概要は、次ページに記載のとおりになるのですが、32ページをご覧くださいませでしょうか。工事の目的としましては、一般的な建物の外壁改修、屋上防水改修の工事なのですが、写真を見ていただくと、見た目にはそこまで古くないのですが、今、市としましては、公共施設について、非木造の建物については70年程度の使用を想定して、早め早めのメンテナンスを計画的に実施していくという方針を掲げております。ちなみに、この建物は平成5年

竣工なのですけれども、それぞれの部材、屋上だったら何年おき、外壁だったら何年おきというような目安がありまして、その目安を超えているので、今回、改修工事をやろうということになりまして、発注したものになります。

31 ページ戻ります。選定した相手方です。これは第一建設工業株式会社新潟支店になります。

それで、随意契約の理由なのですが、こちら、当初、一般競争入札で公告をかけております。それで、1 者のみ参加がございました。ところが、札入れをしたのだけれども超過となりました。それで、先ほどの案件同様、そういった場合、2 回目の再入札を実施いたします。2 回目の再入札でも残念ながら超過いたしました。そこで、この案件につきましては、不落随契という契約方法に移行しております。地方自治法の 167 条に、競争入札に対し入札者がいないとき、または再度の入札に付しても落札者がいないときには、随意契約できるというような規定がございます。これを根拠に、入札時と条件は全く変えずに価格交渉に臨み、この第一建設工業株式会社と合意したということで、契約になっております。こうした契約の仕方を不落随契と呼んでおります。

続きまして、見積状況等の契約までの経過ですが、令和 7 年 7 月 28 日に 1 回目の入札をやっております。翌日、再入札を実施いたしました。そうしましたら、33 ページの入札公告と 34 ページの入札・契約結果については、実質的には説明書と被るものが多いので、割愛させていただきます。

抽出理由として挙げていただいております落札率が高い理由についての私どもの分析なのですが、この不落随契の事務的な手続き方法によるものだろうというように考えています。どういった流れになるかと申しますと、まず、2 回目の再入札がだめだったときに、不落随契が可能かどうかの確認を行います。その後、当該事業者には、契約課の窓口に来てもらいます。契約課の窓口に来ていただいたうえで、何度も何度も入札書を、予定価格のラインまで下がりきるところまで、予定価格のライン以下まで下がりきるまで出し続けていただくというような手続きをいたします。当然、相手方としましては、少しでも有利な条件、予定価格ぎりぎりまで交渉を妥結したいわけですので、細かく金額を刻んで、少しずつ下げた入札書を出してくる形になります。例えば、7,200 万の札を 1 回出しましたと。7,200 万円でだめですとなりましたら、次は 7,199 万円の札を出してくると。それでもだめですという場合に、1 万円ずつ刻んでいって、例えば、100 回出して、そこでようやく予定額を下回ったとなりますと、そこで契約額が確定します。こういった仕組みによって、予定価格ぎりぎりの金額になってしまう事例が非常に多いです。今回の案件についても、そういった経緯を経て、予定価格に非常に近い金額での請負金額になったということです。

併せて、そもそも1者しか参加がなかった理由について申し上げますと、この市営住宅なのですけれども、内野駅及び越後線の線路に非常に近くございます。こういった線路近傍、在来線近傍の建物については、JRとの約束事がありまして、JRの認定資格を持った技術者さんを配置しなければならないということになってございます。ですので、JRとお付き合いがある会社、JR認定の工事資格を持った社員を有する会社でなければ、この案件に手上げができないというように、要件上の縛りを設けております。具体的には、33 ページの入札公告の下から3番目の項目の下部にございますが、東日本旅客鉄道との協議により、(一社)日本鉄道施設協会の「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する自社または下請業者のものを必要に応じて配置できること、とあります。こちらがあるため、対象事業者が絞られてしまうということですが、また、そういった社員を要する会社であっても、安全管理の面でJRと綿密な協議が必要ですし、実際に施工する際には、万が一にも事故が起きないようにいろいろ気を配る必要があるということで、制約が多くて手間のかかる工事という背景があるのかなというように考えております。そういった理由から、最終的に、公告をしても1者のみの手上げになったということかというように推測しております。ちなみに、この落札者の第一建設工業はJRの関連会社となっております。抽出案件⑥については以上となります。

引き続き、抽出案件⑦のご説明に移りたいと思います。35 ページ、抽出案件説明書⑦をご覧ください。案件名は食花第1号、食肉センター処理工場棟機械器具改修工事となっております。発注方式は随意契約です。工事担当課は食と花の推進課です。予定価格は1億6,360万円、落札金額は1億6,360万円で、落札率は100パーセントでした。工事種別は機械器具設置となっております。

工事概要は、次のページに記載のとおりなのですが、36 ページをご覧くださいませでしょうか。機器の老朽化によるメンテナンス工事というような内容となっております。この施設は、平成5年に利用が開始されておりますが、今回、改修対象になっている機器というのは、運用開始から一度も交換していないものだったと聞いております。いつ止まってもおかしくないような状況だったということです。

食肉センターというのは、周辺地域の食肉の解体作業を一手に担う施設ですけれども、とさつした豚や牛などをカットして、枝肉、塊がこういうところにぶら下がっているイメージにまで解体するというような作業をする工場です。この枝肉なのですけれども、スーパーに並んでいるのは最後まで小分けされた状態ですので、枝肉状態の肉、工場で取り扱う状態の肉というのは非常に大きくて重いですので、手で運ぶわけにはいきませんので、スキー場のゴンドラリフトのような形で吊した状態にして、コンベアで肉を複数の作業場所に運んでいくことが必須になります。このコンベアを動かすためのチェーンの老朽化が進んで、いつコンベアが止ま

ってもおかしくない状態だということで、チェーンを交換するというのが今回の改修の目玉となっております。

35 ページの事案説明書に戻らせていただきます。選定した相手方は花木工業株式会社さんになります。

随意契約の理由なのですが、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当ということで、一者随意契約としております。内容としましては、ほかの者が持たない専門知識、技術が必要で、1 者しか履行ができない場合という要件になるのですが、この花木工業は、平成 5 年時にこの機会を設置した事業者さんになります。それで、この機械は、施設ごとにオーダーメイドという作りになっておりまして、花木工業でなければメンテも交換もできないということで、1 者随意契約がどうしても必要という建付けになっております。実際に、施設の構造や既存の設備に合わせた発注がどうしても必要になりますし、この施設が、私どもが食べている肉もそうなのですが、下越全域の食肉の要となっておりますので、万が一にも止められないということで、稼働させたまま設置する必要もあります。そうしますと、施設を熟知した業者にしか任せられないということで、必然的に花木工業にお願いするということで、1 者随契になっております。見積状況等の契約までの経過ですが、令和 7 年 5 月 22 日に相見積もりを提出いただいております。そのうえで、6 月 2 日付で契約を締結しております。

入札公告、39 ページについては、抽出事案と重複するところが多いので、また割愛させていただきます。

40 ページの入札・契約結果に進ませさせていただきます。先ほどお話したとおり、落札額は 1 億 6,360 万円で、落札率が 100 パーセントとなっております。落札率 100 パーセントになった理由なのですが、オンリーワンの案件ですので、見積もりはこちら、花木工業さん以外からは取れておりません。1 者からのみとなっております。ここから予定価格を固めるために、まず、参考見積をやっていただくのですが、参考見積の段階でかなりきっちりと精査したものを提出してきていただきました。そのうえで、そのあと本見積を出していただいて、契約締結に進むのですが、最初からきちんとした見積もりの提出がございましたので、そこで予定価格を設定し、本見積も結果として同額での提出となった関係で、100 パーセントとなったという経緯となっております。抽出案件⑦の説明は以上で終わらせていただきます。

(松岡委員長)

ありがとうございました。

ただいまの案件の説明について、ご質問はございますでしょうか。

(石塚委員)

お疲れさまでございます。私から、不落随意契約の第一建設工業の件について、お伺いした

いと思います。

まず、ほかの不落随意契約もこの会社が二つ取っているので、少し集中して見えるところがあるのですけれども、ほかはないのかなというところは仕方がないのかなと思うのですけれども、その点で、再入札までの時間が翌日というように説明書の中で書いてありますが、その間隔というのは適切なのでしょう。まず、第一建設工業に集中しているように見えるのですけれども、もう少し時間があつたらチャンスがあつたのかもしれないのかなと、公平性の観点からそのように見えましたが、その点がまず一つです。

もう一つが、今回の工事の前の 36 号の 1 億 2,000 万の工事のときは、総合評価というところが書いてありますが、今回の工事は総合評価をしていないのですか。あまり一つの業者に集中してしまうと、大きな業者であってもでもそうだと思うのですが、技術者不足をはじめとした、いろいろな意味でマイナス点があるのかなと思ひまして、お伺いした次第です。

(事務局)

今の一つ目のご質問なのですけれども、再入札は、もう少し待った方がいいのではないかという趣旨かと思ひます。こちらについては、1 回目と 2 回目、当然なのですけれども、条件は一切変えないです。公示内容については変更を加えないまま 2 回目に臨みますので、再度積算を業者さんがするという必要はないわけです。そうした中では、何と申しますか、営業ベースと申しますか、意思決定者さん、社長さんだったり支店長さんの気持ちが固まるかどうかという部分になってこようかと思ひますので、そこについては、二日も三日も要さないと、1 日程度で決心していただくということで、十分間隔があるというように考えております。

(石塚委員)

私もそれが適切かどうかはちょっと分からないので、そういう背景なんだなということは今、存じ上げました。

(事務局)

すみません、1 点補足ですけれども、再入札までの期間についてですけれども、地方自治法施行令第 167 条の 8 の 4 号に、再入札は直ちに行うというような規定がありますので、そうすると、先ほどお答えしたように、1 日、翌日ということが適切ではないかと考えております。

(石塚委員)

ありがとうございます。総合評価についての質問もご回答お願いします。

(事務局)

総合評価入札の案件、どのようになるかということについて、ご質問かと思ひますので、その点についてお答えさせていただきます。これまで、この 4 月まで、総合評価方式につきましてはどのような方法がいいのだろうということで、試行という形で行ってまいりました。そのため、

この案件につきましては、試行段階で総合評価か一般競争かということを決めているような案件になります。この9月から、原則5,000万円以上の工事につきましては総合評価方式にするというような形で改定を行ったところでございます。ですので、9月以降に公告するものについては、5,000万円以上ですので、この案件については、本来というか、今であれば総合評価という形で実施した案件になります。それは9月から公告ということでございまして、これが7月なので、工事の所管課でどういう案件が総合評価にふさわしいかといったところを考えて、これは総合評価でなくていいというような判断があつて、このような形で一般競争入札で実施されたものでございます。

(石塚委員)

ありがとうございました。

(坂本委員)

すみません、お時間がない中で申し訳ないのですけれども、確認を含めましてお聞きしたいのですけれども、資料の34ページの下のほうに、第1回入札という金額が7,200万円であるかと思うのですが、これは当初の一般競争入札のときの第1回目に出された価格ということでしょうか。

(事務局)

そうです。1回目に入札を実施して、1回目に第一建設さんが入れた札の金額が7,200万円であったということですので、1日置いて2回目の札入れ時にはそれが7,100万円であったと。それで、3回目見積金額と書かれているのですけれども、実際には、3回目ではなく、窓口で何枚も入札書の提出があります。きりがないので3回目と書いていますが、3回目と掲げるところは、不落随契に移行したあとのやり取りで、最終的に固まった金額がこれですというように読んでいただければと思います。

(坂本委員)

契約金額は7,425万ではないのですか。

(事務局)

こちらは税込みの金額です。それで、入札は税抜きでやりますので、その差です。

(坂本委員)

分かりました。では、最終的には6,750万の契約金額ということでしょうか。

(事務局)

税抜き6,750万で締結したということです。

(坂本委員)

分かりました。ありがとうございます。

(松岡委員長)

以上で、抽出事案の審議はすべて終了いたしました。

本日の委員会において、全体に関する質問や市の入札、契約制度についてご意見などありましたら、お願いいたします。

意見はなしということで、よろしいでしょうか。

それでは、最後に、次第の2「その他」について、事務局は説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局より、2点連絡させていただきます。

まず、次回開催についてですが、回りの定例会議は令和8年7月を予定しております。時期が近づきましたら、事務局から日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次の会議の工事事案の抽出については、石塚委員にお願いしたいと思っておりますので、お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。事務局からの連絡は以上になります。

(松岡委員長)

以上をもちまして、本日の委員会はすべて終了となりますので、閉会とさせていただきます。活発なご質問、ご議論と、スムーズな議事運営へのご協力、ありがとうございました。お疲れさまでした。